

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 31 日

雫石町長 深谷 政光

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- 鶯宿地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

- 平成 27 年 6 月 19 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- 経営体数 12

法人 0 経営体

個人 3 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- 担い手はあるが充分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- 今後、遊休農地を活用する場合や農業経営をリタイアする場合等、農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用し、人・農地プランへ位置づけを行うことにより、農地の適切な管理を行うようにする。

6. 地域農業の将来のあり方

- 水稲主体とする地域であるが、山間部に位置していることから集積に係る条件が厳しい。その中ありながらも、中心となる経営体が主となり地域の農業を牽引していることから今後も地域団結し、現状を維持していく。
- 地域の中心地に温泉街があるので地元で生産された農産物を宿泊客に提供していくよう加工（味噌）や新規野菜（マコモダケ）栽培に取り組んでいく。